**老人福祉法に基づく届出について（総合事業）**

国及び都道府県以外のものが老人福祉法の「老人居宅生活支援事業」に該当するサービスを行う場合、老人福祉法第14条に基づき、届出が必要となります。（同法34法に基づく読み替え規定により、秋田市への届出となります。）

　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）においては、第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）、第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）が「老人居宅生活支援事業」に該当します。

１　介護保険法と老人福祉法

　介護保険法における総合事業の事業名と老人福祉法における事業名は次のような関係になっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険法上の事業名 | 老人福祉法上の事業名 |
| 第一号訪問事業 | 老人居宅介護等事業 |
| 第一号通所事業 | 老人デイサービス事業 |

※介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当する事業に限ります。

２　届出が必要な事項

　総合事業とともに介護給付（訪問介護・通所介護）の指定も受けていて、既に介護給付で届出をしている場合は、総合事業の分として改めて届出をする必要ありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事由 | 様式 | 第一号訪問事業 | 第一号通所事業 | 届出期限 |
| 事業を開始するとき | 老人居宅生活支援事業開始届 | ○ | ○ | 事前 |
| 老人デイサービスセンター設置届 | × | ○ |
| 届出内容を変更するとき | 老人居宅生活支援事業変更届 | ○ | ○ | 変更日から1カ月以内 |
| 老人デイサービスセンター変更届 | × | ○ |
| 事業を廃止又は休止するとき | 老人居宅生活支援事業廃止（休止）届 | ○ | ○ | 廃止又は休止日から1カ月前まで |
| 老人デイサービスセンター廃止（休止）届 | × | ○ |

※１　総合事業に基づく事業所指定申請と同時に申請する場合で、添付書類内容が重複するときは、当該添付書類を省略できます。

※２　変更届は変更内容に応じた書類を添付してください。